

平成29年度 地域ケアプラザ事業計画書

施設名

横浜市大場地域ケアプラザ

事業計画

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

1 全事業共通

(1) 地域の現状と課題について

大場地域ケアプラザの担当エリアは、あざみ野団地やイディオス等、大型の団地やマンションもありますが、全体的には戸建ての住宅の多い地域です。坂の多い地形で、入り口に階段のある住宅も多く見られます。そのため、高齢になり足腰が弱ると外出が困難になることなどが懸念されます。

ケアプラザは、駅から離れた場所にあること、坂の上にあることなどから、一部地域の方には利用しづらい立地条件にあります。また、ケアプラザエリアが広いため、ケアプラザに来るには、バスと電車の乗り継ぎが必要な地域もあります。

ケアプラザの自主事業では「健康」「認知症予防」などのテーマには関心が高く、これらのテーマで実施した事業は他の自主事業よりも参加者が多い傾向があります。

年少人口比率は荏子田町（16.0%）やみすずが丘（16.6%）等、最近になって開発された地域では区平均（14.8%）と比べ高くなっています。一方で、高齢化率は、あざみ野二丁目（23.7%）、三丁目（29.5%）、四丁目（20.6%）、元石川町（22.6%）と、青葉区（20.3%）に比べ高くなっている地域が多くあります。（「横浜市統計ポータルサイト」より人口データを基に算出）

また、地域の課題としては

1. ここ数年、認知症に関する相談の件数が増えており、認知症に関する知識の普及啓発や地域ぐるみで認知症の方を支える仕組みづくりの必要性が高まっています。
2. 自主事業への参加率は女性の方が高い傾向にあります。また、定年退職される男性が地域で増えてきています。そうしたことから男性が参加できたり、活躍できる事業と場づくりが求められています。
3. 健康づくりやボランティア活動が盛んな地域ですが、活動団体間の交流や活動情報が地域の方に行き届いていません。
4. 子育て世代が多く、より身近な地域で子育て中の保護者が交流したり、情報交換や育児の悩みを相談できるような様々な場所を求められています。

(2)相談（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

【高齢】

高齢者が住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことが出来るよう、地域活動交流と地域包括支援センターが連携し様々な相談をお受けします。

本人のみならず家族や地域の状況等も踏まえ、必要に応じて訪問を行い、的確に状況把握を行い適切な機関、制度、サービスに繋げていきます。

【子ども】

地域の子育て支援に関する情報収集に努め、お問い合わせに対して必要な情報発信ができるように努めます。

地域の主任児童委員と連携して各種支援事業に取り組めるよう良好な関係性の構築に努めます。

相談内容によっては必要に応じて区役所やラフルールなど関係機関を紹介します。

【障害】

地域の関係機関との連携強化に努め、相談内容に応じて必要な情報発信ができるよう心がけます。

相談内容によっては必要に応じて関係機関を紹介します。

(3)各事業の連携

地域活動交流・生活支援コーディネーター・包括支援センターが協力して、事業に取り組んでいきます。また、地域交流事業の参加者で、気になる方には、地域包括支援センターを紹介する、包括に相談があった方で、介護保険ではなく、地域交流事業への参加が適当と思われる方には、地域交流事業を紹介する等、互いに情報発信を心がけます。

また、地域交流事業で、高齢者を対象とする際には、適宜、地域包括支援センターからの情報発信の機会を作るなど、情報発信に協力していきます。

(4)職員体制・育成、公正・中立性の確保

それぞれの事業ごとに、必要な資格要件を満たした職員を人員配置基準に従って適正に配置します。状況に応じて人員配置基準以上の職員を配置します。

また、それぞれの専門分野における研修の受講や同職種間での勉強会（法人内20ケアプラザ合同）を実施します。経理等の一人職種の場合は法人内でバックアップしていきます。

職員同士が連携、協力し事業や業務に取り組むことで相互に育成し合える職員体制の構築に努めます。

また、ケアプラザは公の施設として、住民、地域団体、事業者等に対して公正中立な立場で課題解決に向けた業務運営にあたります。

(5)地域福祉保健のネットワーク構築

地域関係団体との連携を実現するために地区民生委員児童委員の定例会など地域の定期的な会合へ地域包括支援センター職員と地域活動交流コーディネーターが参加し、情報交換・共有を図ります。

また、地域福祉保健計画推進会議のメンバーの一員として、地域の関係機関との連携に努めます。

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指す「健幸笑てん」について、運営がスムーズに行えるようサポートします。

地域ケア会議等を通じて地域包括ケアシステムの構築を行います。

(6) 区行政との協働

青葉区地域福祉保健計画に基づき、区や地域福祉保健計画推進会議のメンバー、青葉区社会福祉協議会等と連携してよりよい地域づくりを目指します。

区役所の地区担当と連携して、総合相談の支援や定例カンファレンス、介護者のつどい等の企画、実施について取り組みます。また、虐待や支援が困難なケース等についても適宜、区役所と連携して支援を行います。

区役所と協働で医療と介護の連携を目指します。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

地域包括支援センターと共催で介護予防事業に取り組みます。具体的には、参加者に好評の「健身操」「元気になる体操」「スクエアステップ」等を継続します。また、ウォーキングサークルの立ち上げに向けて、地域包括支援センターと協働で取り組みます。

子育て支援では、現在、参加者が少なくなっている「子育てひろば（事業名：さくらんぼひろば）」について、区の保健師とも相談しながら、参加者が増えるようイベントなども取り入れ取り組みます。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

ケアプラザ利用登録団体に対しては積極的にボランティア活動が出来る場の紹介を行います。

また、ケアプラザの立地条件から日曜・夜間の利用者は少ない状態ですが、より利用しやすい施設とするため、利用者の少ない休日・夜間については、車での来館についての規制を緩和し、車での来館を可能な限り認めるようにしています。日曜・夜間について、より気軽に利用して頂けるよう引き続き周知します。（平日昼間については駐車スペースの関係から1貸室ごと1台の駐車可としています。）

また、地域の方が来館され、情報を求められた際には、各団体についての情報を積極的にお知らせするように心がけるとともに、館内の掲示板を地域団体に開放し、依頼があった場合にはチラシを掲示しています。

登録団体用のチラシラックを用意し、登録団体が来館者に向けて情報発信できるようにしています。

その他、年1回ボランティア交流会を開催し、登録団体やデイボランティア等が横のつながりができるように取り組んでいきます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

生活支援コーディネーターと協働で、一芸講座（仮）を実施し、共通の趣味・関心事を通して、自身も楽しみながら地域貢献ができる仕組み作りを行います。具体的には、バルンアートなどを学び、近隣の保育園等で披露、世代間交流も併せて行うこと等を目指します。

また、27年度に立ち上がった「ボーイズクラブ」では、地域の方、特に男性が、地域の様々な団体と出会えるきっかけづくりを行うことを目的として、様々な地域イベントを行っています。今後も継続した活動が続けられるよう、企画検討や運営等について引き続き支援します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

社会資源の状況や地域のニーズを把握するために地域の関係団体の会合への参加、ケアプラザ利用団体の方や事業参加者へのアンケートの実施等情報収集に努めます。

広報誌を月1回発行し積極的にケアプラザのPRや各種情報を提供すると共に各種チラシを作成し、よりわかり易い情報を提供いたします。

チラシについては、子育て支援事業については、ラフールや子ども家庭支援課に定期的に発送し情報発信への協力を依頼します。

ホームページの継続的な更新を行うとともに、あおばみん等も活用して情報発信を行います。様々なツールから地域の方が情報をキャッチできるよう多様な情報発信に努めます。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

日常生活に関わる課題に対して、生活支援コーディネーターが中心となって5職種で連携・協働し、支えあえる地域づくりを支援していきます。又、多職種それぞれの立場で地域と関わる中で得たニーズや地域情報などの共有を図ります。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

ア. 地域のニーズを把握するために各関係団体に日常生活上のアンケートを行います。

イ. 顔の見える関係作りの構築と社会資源の把握の為、地域で行われている活動（サロン等）に参加し、地域情報の収集を行います。又、民間企業を訪問し、高齢者を対象とした取組を把握します。

ウ. ケアプラザが得た情報（ケアプラザ事業の参加者状況・総合相談内容・地域ケア会議等）の分析を行い、個別課題・エリア課題の把握に努めます。

(3) 連携・協議の場

ア. 地域活動交流コーディネーターと一芸講座（仮）を実施します。共通の趣味・関心事を通して、地域活動の担い手の育成、ならびに地域活動の活性化を目指します。

イ. 地域包括支援センターや日本体育協会と連携してボランティア講師（体操やウォーキング、シニアスポーツなど）の育成を行います。

ウ. 「健幸笑てん」の取組を通じて地域の課題共有をはかります。

エ. 自治会町内会・老人会・民生委員と連携して、課題を共有し解決に向けた話し合いを行います。（地域ケア会議等）

オ. 課題解決に向けて民間企業と連携します。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

ア. 単一自治会エリアでの地域分析のなかで共通した課題に対しては、区社協・地区社協・エリアの隣接するケアプラザ・民間企業等と連携し、情報共有を図りながら解決に向けて取り組んでいきます。

イ. 山内地区・中里地区での定例会（地域福祉保健計画画推会議、民生委員、児童委員協議会等）に参加し、情報収集・共有をはかります。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

ア 地域におけるネットワークの構築
ア. エリア内にある自治会や民生委員、ボランティア、福祉および医療機関、行政などと協力して、地域の課題について協働して検討していただけるように取り組みます。 イ. 「健幸笑てん」の取り組みを通じてネットワークの構築を行います。

イ 実態把握
ア. 月に1回、担当エリア内3か所の民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、顔の見える関係づくりを行います。またエリア内の民生委員と直接話し合いをする場を設け、情報共有及び収集を行い、地域課題等の把握に努めます。 イ. 地域の老人会や食事会、ミニデイや体操教室、介護者の集まり等に積極的に参加し、情報収集及び提供を行います。 ウ. 個別ケース及び地域について、必要に応じて訪問を行い、本人や家族、近隣住民等から情報収集を行います。 エ. 相談後に介護保険サービスに繋がらない方々には個別に訪問し個々の状況を継続して把握します。 オ. 年に1回利用者アンケートを行い、情報収集に努めます。

ウ 総合相談支援
ア. 住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう本人、家族、近隣住民、民生委員などから様々な相談を受けます。相談を受けた際には的確な状況把握を行い、適切な情報提供や支援を行うとともに、必要に応じて緊急対応を行います。 イ. 地域包括支援センターが身近な相談窓口であることをケアプラザの掲示板・広報誌・ホームページ、また職員が地域の関係団体の会合や行事等に積極的に参加するなどして周知していきます。 ウ. 電話や来所相談以外にも職員が相談者宅に訪問し相談できる事を周知します。対応は迅速かつ柔軟、丁寧に行います。当事者や相談者と信頼関係及び気軽に相談できる関係性を構築するとともに、必要なモニタリングを行います。

(2) 権利擁護 業務

ア 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止
ア. 地域の方々がその人らしく暮らせるよう、適切な制度（成年後見制度や日常生活自立支援事業等）に繋げるとともに、制度の普及啓発に努めます。 イ. 地域の方に成年後見制度や消費者保護に関する情報を講座や地域活動などを通して提供します。 ウ. 成年後見制度、消費者被害者や虐待について地域の方や支援者に説明を行い、地域で気になる事があれば地域包括支援センター等へ連絡してほしい事を伝えます。 エ. 自分から援助を求められない方を相談内容や実態把握の中から発見し、アプローチを行い、本人の意思を尊重しながら支援します。

イ 高齢者虐待への対応

- ア. 虐待が疑われる事例を把握した場合は迅速に区役所に報告し、必要に応じてカンファレンスの実施や訪問を行い、区役所と連携して状況に即した適切な対応を行います。
- イ. 毎月のケアマネジャー向け定例カンファレンス等で虐待の疑われるケースについての話し合いや情報収集を行います。地域住民や民生委員、医療機関や在宅サービス事業者等と連携を深めるなどして早期発見に努めます。
- ウ. ケアマネジャーが担当している虐待の恐れのあるケースについては同行訪問して状況を確認していきます。
- エ. 「介護者のつどい」を年 10 回開催し、介護者支援を行うことで予防に努めます。

ウ 認知症

- ア. 「認知症サポーター養成講座」をケアプラザや地域に出て開催し、認知症の方やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を、地域のキャラバンメイトと共に多数養成し認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指します。
- イ. 「介護者のつどい」を年 10 回開催し、介護者や介護を経験した方同士が交流できる場を設けます。認知症の方への対応方法などの情報交換を行い、介護者支援を行います。
- ウ. 認知症支援について民生委員、地域住民、医療機関、在宅サービス事業者等との連携に努めます。
- エ. 地域内 2 ヶ所のグループホームと認知症対応型通所介護の運営推進会議に出席し施設と地域を繋ぐよう努めます。
- オ. 認知症の理解と、早期診断・早期治療につながり、本人や家族の居場所作りの立ち上げを、地域の方と共に行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ア. エリア内 3 地区の民生委員児童委員協議会に情報提供と顔の見える関係を継続するために、地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが協力して毎月訪問します。
- イ. 地域の問題を一緒に考えていく機会として民生委員や関係者と話し合いの場を設けます。
- ウ. ケアマネジャーと民生委員との連携を、8月に区内の他包括と合同で行います。お互いの更なる職種理解と相談し合える関係づくりとなるようにしていきます。
- エ. 地域住民に向けて地域の医療機関を招いた講演（講座）など、地域の医療機関と情報交換や意見交換ができる場を今年度も継続して開催します。

イ 医療・介護の連携推進支援

- ア. 区役所と医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護職と顔の見える場づくりを行う連絡会（月に 1 回）に参加し、地域包括ケアをめざします。
- イ. 包括カンファレンスにおいて、医師、訪問看護師、薬剤師を招いてケアマネジャーの医療の知識の向上につなげ、連携を図ります。
- ウ. 青葉区内 5 連絡会（ケアマネジャー、訪問看護、訪問介護、通所介護、施設）の顔の見える関係、相談し合える関係づくりのための「ねっとわーく青葉」に参加します。全体会（9月）、エリア別（2月）の開催を予定しています。

ウ ケアマネジャー支援

- ア. 毎月エリア内の居宅介護支援事業所（6か所）の訪問を行い、ケースの相談や情報提供を継続します。
- イ. 月1回程度、包括カンファレンスを行い、勉強会や意見交換会などを通して、ケアマネジャーのスキルアップに繋げ、相談しやすい関係づくりに努めます。
- ウ. 区内のケアマネジャーの勉強会に、区内地域包括支援センターとして順番で月1回参加し、支援をしていきます。
- エ. 新人研修として年2回、区役所で募集を行い担当します。個別の研修や合同での研修で新人同士の連携ができるよう工夫していきます。

（4）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- ア. 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが協働で取り組んでいる「健幸笑てん」について今年度も連携して取り組みます。
- イ. 自主事業において、特に高齢者支援事業においては地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと共催で実施し、地域課題の共有と課題解決に向けた取組を協働で行います。
- ウ. ケアプラザが力を入れて取り組んでいる認知症啓発活動についても地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターと協働して認知症サポーター養成講座等に取り組みます。
- エ. 毎月定期的に地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターと地域包括支援センターの合同会議を開催し、相互の情報共有や自主事業などの取組について検討や調整、計画を行います。
- オ. 地域ケア会議は、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと協働で開催し、地域の多職種の方々や課題の把握・解決に向けて検討し、ネットワーク構築を目指します。

（5）介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

ア 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- ア. 住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を継続できるように、適切なケアマネジメントを提供します。
- イ. 地域のケアマネジャーとの連携に努め、同行訪問やサービス担当者会議に参加します。
- ウ. ケアマネジャー対象の介護予防従事者研修を区役所と協力して行います。
- エ. 地域のインフォーマルサービスを積極的に利用し、介護予防・健康づくりに取り組めるようケアプランを作成、支援します。

（6）一般介護予防事業

ア 一般介護予防事業

- ア. ロコモティブシンドローム予防や認知症予防運動、口腔ケア、栄養改善等2コース（4回シリーズ）の介護予防講座を行います。地域の方が参加しやすいあざみ野駅近くのサービス付高齢者住宅や自治会館に出張し、介護予防の普及・啓発に努めます。
- イ. 地域活動交流部門と協力し、地域の高齢者がいつまでも元気であるために、年2回体力測定を行います。また、体力測定結果説明会にて結果のみではなく、介護予防の大切さ（運動・栄養・口腔ケア・社会的役割）について説明、ご自身の体力を知り健康管理の目安にさせていただき、体力の維持・向上を目指していただきます。
- ウ. 地域の方から要望があった、ノルディックウォーキング教室を生活支援コーディネーターと協力し、ノルディックウォーキング経験のある地域の方を中心に、月に1回定期的に行い、仲間と共に介護予防に取り組み健康づくりを行う機会を増やします。

- エ. 身近な場所で、健康づくり・仲間づくりができるサロンや元気づくりステーション3か所目の立ち上げをめざし、保健活動推進員や民生委員、地域のボランティアグループと連携、支援していきます。
- オ. 高齢者自らが介護予防に取り組み、地域の高齢者の健康づくりを担う GOGO 健康サポーターを新たに育成し、既に活動されているサポーターと共に活動支援していきます。
- カ. 元気なうちから介護予防を行う大切さを伝えるために、老人会やお食事会、サロン等地域の集まりに出かけ普及啓発を行う出前講座を行い、個別相談の機会につなげていきます。

5 その他

- ア. 今年度も多角的な視点で当事者・家族・地域を支援できるよう、地域ケア会議を開催し、地域の関係団体等と地域課題の共有や協力体制の構築をはかりながら地域の方が住み慣れた町で安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。
- イ. 介護予防を目的に日本体育大学と共催で「はつらつ体力チェック」を年2回実施し、地域の介護予防につなげます。
- ウ. 介護予防事業等について、地域の方が支援者（ボランティア）として参加できるよう講座等を開催し人材の育成に取り組みます。
- エ. 地域の方と顔がみえる関係が構築できるようケアプラザ内に常時、交流ラウンジやプレイルームを設置し、交流を大切にすると共に必要な情報提供や支援を行います。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

1 施設の適正な管理について

(1) 施設の維持管理について

地域の様々な方が快適・安全に利用できるように、施設・設備の管理・保守を行っています。具体的には、設備総合巡視、空調設備、消防設備、自家用電気工作物等の定期的な保守点検、定期清掃や日常清掃、衛生管理、緑化管理、不具合の対応等を専門の委託業者と契約し適切に対応していきます。

また、緑化管理については、年1回の植栽管理にとどまらず、お客様が快適に過ごせるような庭づくり、環境整備を行います。

(2) 効率的な運営への取組について

指定管理の運営が適切に、且つ、効率的に運営できるように法人関係部署、各担当が連携して取り組みます。

市内中小企業優先を踏まえつつ、経費削減にむけ、法人本部と連携し、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定では電子入札等を実施します。また、法人のスケールメリットを活用し、法人内の他の施設と合同で車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などを行います。

(3) 苦情受付体制について

法人の苦情解決規則に基づき、地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者・苦情解決責任者を配置して、お客様からのご意見・ご要望・苦情など様々な声に対応するとともに再発防止や改善に努めます。

法人内で月1回サービス向上委員会を設置し、同一法人内の他の施設でいただいた、ご意見・ご要望も共有し全体で学んでいきます。

また、法人において公正・中立の立場から斡旋・調整を行う第三者委員を設置し適切な苦情解決に向けて取り組みます。

(4) 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急時に備えて、各種対応マニュアル・BCP（サービス提供継続計画）を整備しています。年2回以上防災訓練を実施し、緊急時にケアプラザ職員がマニュアルに則り適切な対応がとれるよう災害時の備えを行います。

また、横浜市から特別避難場所としての指定を受けており、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが困難な高齢者などの避難場所としての役割を担います。

防犯対策としては、警備会社と委託契約を結び、適宜対応ができる体制を整えています。

(5) 事故防止への取組について

事故発生の際は、再発防止に向けて迅速に原因の究明・分析、対応策を検討し、報告書を作成し、区役所及び法人本部に報告します。また、ミーティングや全体会議で事例を報告すると共に、事故防止策について職員全員に周知を徹底します。さらに日常の業務においては、「ヒヤリ・ハット」報告の徹底とその後の共有化にて原因の究明および改善点の検討を行うなど、事故を未然に防ぐように努めます。

(6) 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報の取り扱いには具体的な取り扱いとマニュアルを定め、全職員に徹底して保護に努めます。

具体的な対策は以下のとおりです。

- ア. 契約書、個人ファイルなどは施錠できるロッカーなどで保管し、個人情報を携帯する場合には紛失や情報漏えいのないようダブルチェックで確認後、最小限の情報のみを携帯するようにします。
- イ. F A X 及び郵送物の誤送付や通所介護における誤配付がないよう、ダブルチェック等を行い、細心の注意を払います。
- ウ. 広報誌等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面、または、口頭で了解を得てから実施します。
- エ. 個人情報保護の重要性に関しては、研修や日々のミーティングなどを通して職員へ周知していくと共に、個人情報の取り扱いについて細心の注意を払うよう繰り返し意識啓発を行います。

(7) 情報公開への取組について

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人では情報公開規程を定めています。

公開している情報としては、法人の概要、サービス内容、財務状況、事業計画、事業報告等です。

また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めます。

(8) 人権啓発への取組について

法人やケアプラザで人権に関する研修を定期的で開催し、職員が人権を尊重した対応ができるよう取り組んでいます。虐待等の相談があった時には、区役所と共同で支援にあたると共に、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。

(9) 環境等への配慮及び取組について

省エネルギー対策、ごみの減量化など良好な環境の維持の為に、節電・節水をこまめに行ったり、コピー用紙の裏面使用を励行するとともに、資源ごみの分別収集に協力します。

植栽の管理等の環境保全の実施、夏季軽装での執務（クールビズ）・冬季の保温対策（ウォームビズ）に取り組むなど適正な冷暖房の使用に努めるとともに、不要な照明の消灯や使用していない事務用機器の電源を落とすなど環境保全や地球温暖化防止への取組も引き続き実施します。

2 介護保険事業

(1) 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

保健師担当看護師 1名
社会福祉士 1名
主任ケアマネジャー 1名
介護予防プランナー 1名 (非常勤)

《目標》

- ア. 住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を継続できるように、最適なケアマネジメントを提供します。
- イ. 地域のケアマネジャーとの連携に努め、同行訪問やサービス担当者会議に参加します。
- ウ. ケアマネジャー対象の介護予防従事者研修を区役所と協力して行います。
- エ. 地域のインフォーマルサービスを積極的に利用し、介護予防・健康づくりに取り組めるようケアプランを作成、支援します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ご本人が望む自立した生活ができ、要介護状態にならないようにケアマネジメントを行っています。介護保険サービス等のフォーマルサービスだけではなく、ご本人のニーズに合った地域活動等のインフォーマルサービスのご案内等を行います。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
171	167	165	169	165	167
10月	11月	12月	1月	2月	3月
171	167	165	169	165	167

(2) 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者（主任介護支援専門員兼務） 1名（常勤兼務）
介護支援専門員 3名（常勤専従）

《目標》

- ア. 特定事業所として質の高い適正な保健医療サービス及び福祉サービスが適正に提供されるよう公正・中立な立場で居宅サービス計画を作成します。
- イ. 関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス事業者・インフォーマルサービスを提供しているボランティア団体等との綿密な連携にてサービスの調整を実施します。
- ウ. 居宅サービス計画は利用者自身の意見を反映すると共に心身の状況や環境条件等に応じて利用者が自立した日常生活を営む事を目標に作成します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 公共交通機関の運賃分（明細書等を作成し提示します。）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ア. 特定事業所として質の高いケアマネジメントを提供します。
- イ. 関係機関や地域と連携して地域包括ケアの実現に努めます。
- ウ. 介護支援専門員実務研修の実習生の受け入れ行い、人財育成に努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
95	95	95	95	95	95
10月	11月	12月	1月	2月	3月
95	95	95	95	95	95

(3) 通所介護

《提供するサービス内容》

- ア. お客様の心身の特性をふまえ、身体状況に応じて入浴・食事・排泄などの介護が必要な方へお手伝いをします。
- イ. (個別)機能訓練や口腔器機能向上等を希望される方には実施計画等に基づきサービスを実施いたします。
- ウ. 在宅生活を継続できる事を目標に自分でやってみたい事などに積極的に取り組めるよう各種活動を通して可能性を広げるための支援と環境づくりを行います。

《実費負担(徴収する項目ごとに記載)》

ア. 1割負担分

(要介護1)	704円
(要介護2)	831円
(要介護3)	963円
(要介護4)	1095円
(要介護5)	1227円

イ. 食費負担 650円

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 加算率5.9%が加算されます。

《事業実施日数》 週 6日

《提供時間》 9:30~16:35

《職員体制》管理者 1名 生活相談員 3名 看護職員 7名
介護職員 23名 機能訓練指導員 7名

《目標》

- ア. お客様一人ひとりがご自分の能力や意欲をできる限り発揮でき、その人らしい生活を送れるように自己選択・自己決定を大切に取り組みます。
- イ. 自らの力で「できる」喜びを大切に、自信を持って生活していただけるよう支援を行ないます。
- ウ. お客様同士が自然に助け合える、社会性を育んでいきます。
- エ. 認知症のお客様に対する取組を強化していきます。研修を通して認知症に対する理解や知識を深めます。認知症のお客様が安心して過せるようお客様に寄り添い専門性を持って対応します。

《その他(特徴的な取組、PR等)》

- ア. お茶・コーヒー・紅茶等自由に飲みたい時に飲めるように配慮しています。
- イ. 各種イベント(運動会・秋祭り)や野菜作り・ガーデニング・手芸・料理・マージャン・囲碁・将棋・合奏等々、お客様が生き生きと参加いただけるメニューを取り揃えています。
- ウ. ご本人の希望を重視し、季節に合わせた制作物を作って頂きます。

《利用者目標(延べ人数)》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
645	695	668	670	695	670
10月	11月	12月	1月	2月	3月
670	670	619	619	619	694

(3) 認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- ア. 認知症の症状に合わせた個別対応を心がけます。
- イ. それぞれのお客様の課題解決を目指した機能訓練を実施します。
- ウ. ご家族と連携しながら在宅生活を継続できるよう支援します。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

ア. 1割負担分

（要介護1）	1072円
（要介護2）	1188円
（要介護3）	1305円
（要介護4）	1422円
（要介護5）	1539円

イ. 食費負担 650円

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）加算率10.4%が加算されます。

《事業実施日数》 週 6日

《提供時間》 9:30～16:35

《職員体制》管理者 1名 生活相談員 3名 看護職員 7名
介護職員 23名 機能訓練指導員 7名

《目標》

- ア. 一人ひとりのお客様が落ち着いて過ごせる環境づくりを目指します。
- イ. その人らしさが発揮できるようなプログラムの提供を行います。
- ウ. 認知症の進行が緩やかになるよう心身に対する機能訓練を実施します。
- エ. 当事者のみならずご家族に対しての介護相談などを行い、出来る限り在宅生活が続けられよう支援します。
- オ. 研修を通して認知症に対しての理解や知識を深めます。認知症のお客様が安心して過せるようお客様に寄り添い専門性を持って対応します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ア. 音楽療法などオリジナルのプログラムを提供します。
- イ. 職員の配置を手厚くすることで個々の状態に合わせた対応を行います。
- ウ. 戸外における歩行訓練など実践的な機能訓練を取り入れます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
200	217	207	208	216	208
10月	11月	12月	1月	2月	3月
208	208	192	192	192	216

(4) 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- ア. 要介護状態にならない様に筋力強化と共に日常生活での転倒予防と生活意欲と生活活目標が持てるよう支援を行います。
- イ. 趣味や興味を引き出し、積極的に社会交流が出来るよう支援します。
- ウ. 地域包括支援センターと連携をはかり総合的なサポートを実施いたします。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

ア. 1割負担分

- (要支援1) 1766円
- (要支援2) 3621円
- 運動器機能向上加算 242円
- 介護職員処遇改善加算（I） 加算率5.9%が加算されます。

イ. 食費負担 650円

《事業実施日数》 週 6 日

《提供時間》 9:30～16:35

《職員体制》 通所介護事業同様 : 一体型

《目標》

- ア. 要支援状態改善に向けた筋力の向上と生活に即した生活リハビリに重点を置き自立を目指した支援を行います。
- イ. 地域での交流や地域の一員としての生活意欲を發揮できるように支援します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ア. 自主性を大切にして自己選択・自己決定の風潮を大切にしたサービス提供を行います。
- イ. 他の人との交流や思いやりの気持ちを大切に育みます。
- ウ. 自らの可能性を広げ新たな挑戦を行える環境づくりを行います。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
8	8	8	8	8	8
10月	11月	12月	1月	2月	3月
8	8	8	8	8	8